

平成 23 年 7 月

お客さま 各位

岐阜商工信用組合

個人向け国債（固定 5 年）の中途換金方法が変更されます

いつも当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成 24 年 4 月から、個人向け国債（固定 5 年）の中途換金禁止期間等が、以下のとおり変更されますのでお知らせいたします。

中途換金禁止期間の変更

現行	⇒	平成 24 年 4 月 16 日以降
発行から 2 年		発行から 1 年

* 個人向け国債は、募集月の翌月に発行されます。例えば、平成 22 年 12 月にご購入いただいた固定 5 年債であれば、平成 23 年 1 月の発行であり、平成 24 年 4 月時点においては、発行から 1 年 3 ヶ月経過していますので、中途換金することができます。

中途換金調整額の変更

現行	⇒	平成 24 年 4 月 16 日以降
4 回分の税引前利子 × 0.8		2 回分の税引前利子 × 0.8

* 中途換金調整額とは、個人向け国債を中途換金した際に差し引かれる金額のことをいいます。換金代金は、原則として以下の計算式で算出されますので、固定 5 年債を中途換金する場合、平成 24 年 4 月以降は差し引かれる金額が半分になり、お客さまのお受取額は従来と比べて増えることとなります。

換金代金 = 額面金額 + 前回利払日から中途換金日までの利子 - 中途換金調整額

【上記に関するお問い合わせ窓口】

71-ダ イル 0120 - 007 - 882 （9 時 ~ 17 時 土日祝日除く）

商 号 等：岐阜商工信用組合 登録金融機関 東海財務局長（登金）第 75 号